

和光市 報道発表資料 令和4年1月13日

タイトル	定期巡回サービスにおける情報共有システムの導入事業に係る損害賠償請求事件の訴状の提出について
提出日	令和4年1月13日（木）
提出先	東京地方裁判所 立川支部
当事者	原告：和光市 被告：ネクストシェアリング株式会社 （旧・日本システムサイエンス株式会社）
事件の内容	ネクストシェアリング株式会社（旧・日本システムサイエンス株式会社）は、平成26年12月22日付けで締結した「定期巡回サービスにおける情報共有システムの導入事業」の受託先であるが、その委託事業において、成果物が納入されず情報共有システムも導入されていないため、業務委託料1,566万円の損害賠償請求を求める訴えを提起するものである。
請求の趣旨	本件事業に係る業務委託料1,566万円の損害賠償請求を求めるものです。
問い合わせ先 担当課	課名 長寿あんしん課 氏名 課長 田中 克則 電話 048-464-1111（内線2145）